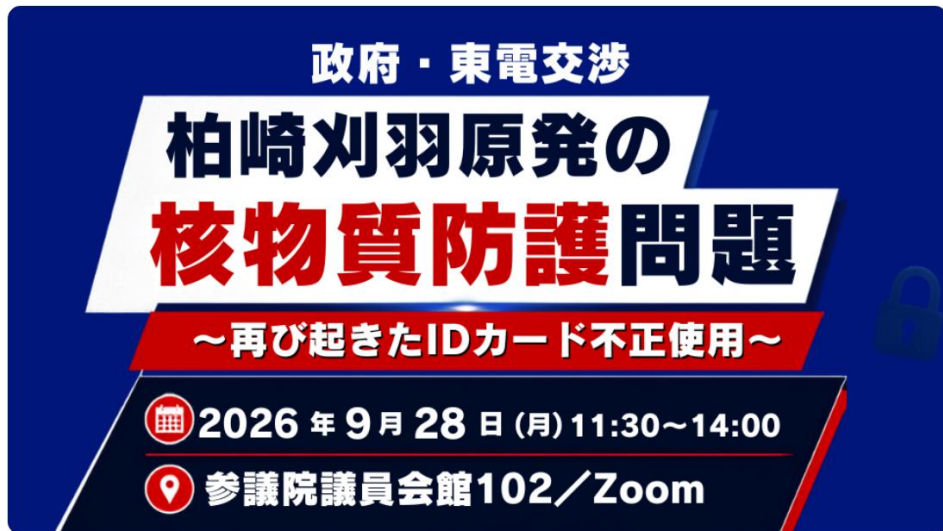




院内集会 柏崎刈羽原発の核物質防護問題

- ・ 2020年9月～2026年8月までの柏崎刈羽原発の核物質防護規制検査の指摘事項
- ・ 2026/2/18に発生したIDカード不正使用、出入り管理装置の一部機能喪失の実態
- ・ 8月20日の「緑判定」が間違っている理由
- ・ 柏崎刈羽原発の核物質防護問題

規制庁・規制委員会を監視する新潟の会 桑原三恵

2020年9月～2026年8月までの 柏崎刈羽原発の核物質防護規制検査の指摘事項

* 指摘事項： 日常的に実施している検査において、事業者に劣化状況を指摘すべき事項
規制委員会で重要度評価（緑、白、黄色、赤）と深刻度評価（SLIV～SL I）を判断する
緑評価： 追加検査なし

発生、発覚	違反の内容	重要度評価
2020/9/20	ID カードを無断借用、不正使用	・赤 追加検査 2021/4 ～ 2023/12/27 ・核燃料移動禁止措置
2021/1/27	進入検知システムの一部機能喪失	
2024/6/27	破壊行為に使用し得る物品の防護区域内持ち込み	・緑
2025/6/12	秘密文書の取り扱い違反を2020年から継続	・白 追加検査 2026/4/6～ 2026/7/9 中間報告書 * 本社、福島第一、第二原発でも 類似事象を確認、追加検査継続
2025/6/16	2017年に秘密文書の取り扱い違反	・緑
2026/2/18	IDカード不正使用 核防護システム（出入り管理システム） 一部機能喪失	・2026/8/20 緑

2026/2/18に発生した IDカード不正使用、出入り管理装置の一部機能喪失の実態

・IDカード不正使用

運転員AがIDカードを中央制御室に置いたまま、中央制御室の出入りゲートに入り、ゲートを出られなくなった。先にゲートを出た運転員Bが、自分のIDカードを扉のすき間からさしこんで運転員Aに渡し、運転員AはそのIDカードを使ってゲートを出た。

出入りゲートは、出るために1回使用されたカードは続けて使用できない仕立てになっていたが、出入り管理装置がその機能を喪失していたため、運転員Aはゲートを出ることができた。

・出入り管理装置の一部機能喪失

出入り管理装置は2004年に運用開始された。

2016年頃から同様の故障を防護区域境界や周辺防護区域境界の出入り管理ゲートでも多発していた。

＊ 東電は「経年劣化に伴う不具合」と説明している

2018年には保守点検を含む委託業者との契約が終了、2020年にはメーカーの製造中止により、メーカーによるメンテナンス対応も終了した。

それでも東電は出入り管理装置の更新計画を作成せず、多い日には数百回の故障が繰り返されていた。

故障が発生した場合は、ゲートの使用中止措置（故障が多発する中で、数分で自動復旧する場合は使用中止措置は取らなかった）、故障部品は予備品に交換や他の装置から部品を流用、短時間で自動復旧する場合は処置はせずに継続使用をしていた。

稲垣所長は、2月18日のIDカード不正使用発生まで、出入り管理装置の上記の状況について報告を受けていなかった。

2026/8/20 の「緑判定」が間違っている理由

① 2021－2023追加検査が考慮されていない。「終わった話」なのか？

追加検査で分かった東電の核物質防護の実態

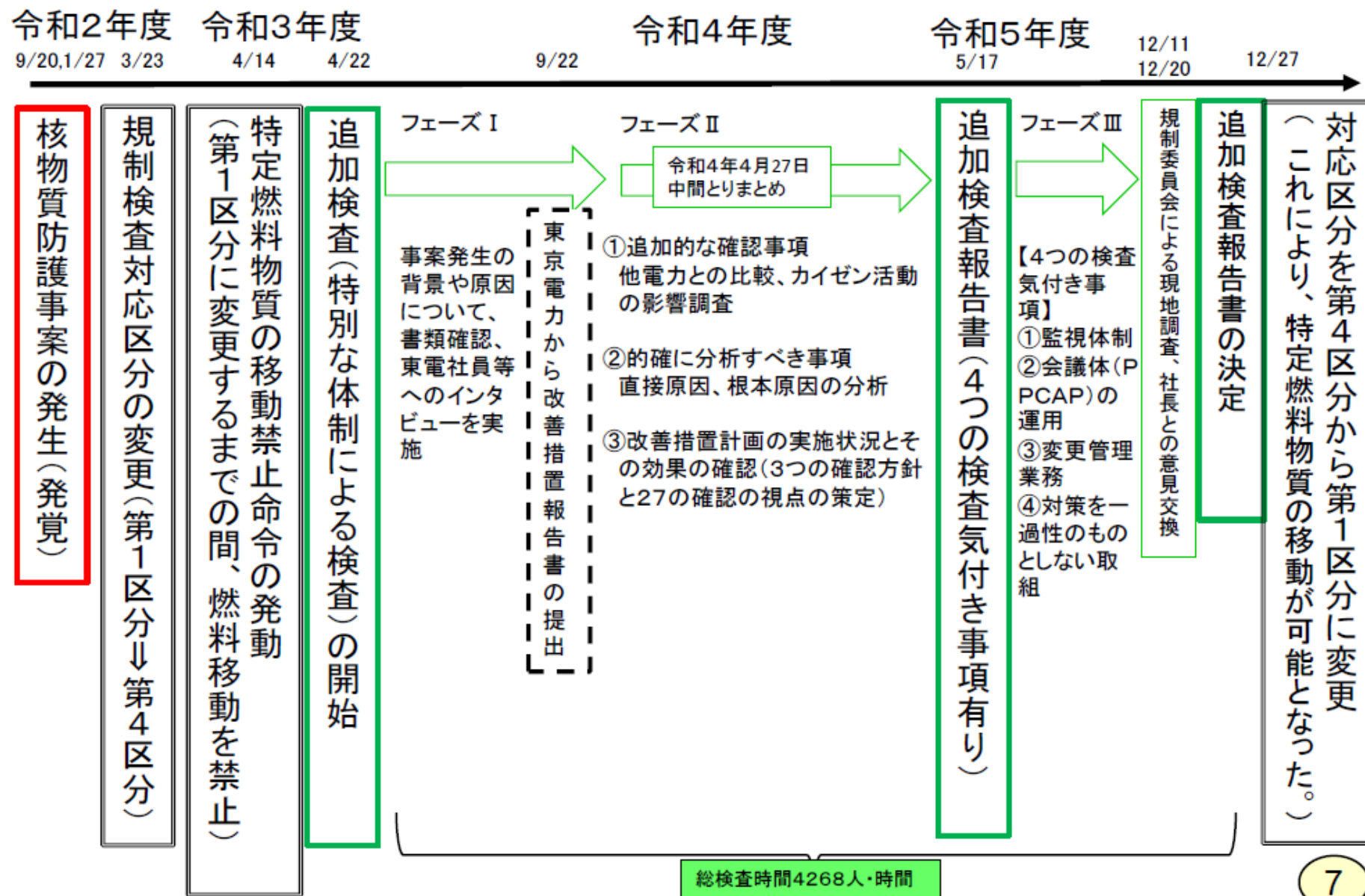
- ① コストダウンによる核物質防護設備のメンテナンス不足と経年化による不具合が頻発していた
- ② 経営層を含めた関係者が核物質防護業務を特別視することによって現場実態の把握をせず、業務に対するチェック機能が働かなかった。
- ③ 内部脅威に対する意識の低さがあった
- ④ 柏崎刈羽原発の特徴として、現場の責任者が防護業務に携わる比率が少ない

<2024/1/29 新潟県技術委員会での規制庁提出資料より>

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/389560.pdf>

* 6～8頁の引用は上記による

【参考】追加検査の経緯



5. フェーズⅡ：検査事項3の検査計画

検査事項3(改善措置計画の実施状況とその効果)では、令和4年9月に3つの「確認方針」とそれを更に細分化した27の「確認の視点」を策定し、これに基づき東京電力の是正措置の取組状況を検査した。

(確認の視点)

確認方針1

(強固な核物質防護の実現)

(主に設備などハードに関するもの)

確認方針2

(自律的に改善する仕組みの定着)

(主に体制やルールなどソフトに関するもの)

確認方針3

(改善措置を一過性のものとししない仕組みの構築)

- ①耐用年数を超えた設備の取替等が行われているか(健全性評価に基づく取替・改造)
- ②防護管理の更なる強化のため多様な検知方式の生体認証が導入されているか
- ③人定確認等を補助する設備が導入されているか
- ④既設の区域は自然環境に適した設備が設置及び保守管理体制の整備を踏まえた改善、運用がなされているか
- ⑤新たに設置する立入制限区域の設置位置や構造は適切な計画か
- ⑥実証試験結果や不要警報の原因分析結果が設備の仕様選定に反映されているか
- ⑦設置環境の整備、風雪・堆砂・塩害対策が徹底されているか
- ⑧自然環境に適した設備が設置され不要警報が減少しているか
- ⑨核物質防護設備毎に適切な保全方式を定めた保全計画が策定されているか
- ⑩保守・修理員の常駐、予備品の確保など現場を支援するための体制が整備されているか
- ⑪保全計画に基づき機能喪失した設備の迅速な復旧が実現されているか
- ⑫防護組織の拡充等に対応した防護本部が整備されているか
- ⑬執務環境の改善、監視画面の大型化等が図られているか
- ⑭PP(Physical Protection)業務を特別視せず、PDCAサイクルを回していく体制が構築・実行されているか
- ⑮PP管理者の主体的な指揮監督の下、関係者との間で顔が見える関係が構築されているか
- ⑯核物質防護業務について経営資源の配分が経営計画に明示され、実行されているか
- ⑰PP管理者が現場を主導し、発電所間での情報共有がなされ、実質的な議論が行われているか
- ⑱社員だけでなく協力会社を含めた常日頃の気付き事項が自由に取り上げられているか
- ⑲客観的な技術評価に基づき、適切な期限管理がなされ処理されているか
- ⑳事務処理がシステム化され、関係者全員に情報共有しながら運営されているか
- ㉑評価対象を具体的に定め、審査、検証及び妥当性評価が行われているか
- ㉒必要な体制を整備するまでは着手しないというホールドポイントをおく等により、確実に業務が進む仕組みとなっているか
- ㉓協力会社や他電力、職場内において自由に意見交換を行う場が設置され、活発な議論が行われているか
- ㉔協力会社等からの意見を受け入れ、自らの業務に活かす姿勢が見られるか
- ㉕発電所全体で核物質防護に取り組む意識が醸成され、具体的な行動に反映されているか
- ㉖「運転員ファースト」といった遠慮の構図や距離感が解消され、ストレスの少ない職場環境に変わっているか
- ㉗改善措置の継続的な実施により、核物質防護の重要性に対する意識や行動が保持される仕組みが構築されているか

12

確認方針1 強固な核物質防護の実現

①耐用年数を超えた設備の取替等が行われているか(健全性評価に基づく取替・改造)

→ 入退域管理設備については、技術的な根拠を踏まえて策定された保全計画に基づく取替等が行われ、適切に維持管理されている。

⑨核物質防護設備毎に適切な保全方式を定めた保全計画が策定されているか

→ 保全計画については、原子力安全と同様のプロセスで技術的な検討がなされ、保全重要度に応じた点検頻度や保全方式が適切に定められている。

⑩保守・修理員の常駐、予備品の確保など現場を支援するための体制が整備されているか

→ 保守体制が強化され、予備品リストの作成による適切な管理や東京電力社員による常駐などにより、現場をサポートする体制が構築されている。

⑪保全計画に基づき機能喪失した設備の迅速な復旧が実現されているか

→ 機能喪失した設備についての復旧作業は関係者が協力しながら代替措置を講じつつ適切に実施し、また、復旧目標はごく一部を除き達成しており、迅速な復旧が実現している。

5. フェーズⅡ：検査事項3の検査結果(3/3)

確認方針3(主に改善措置を一過性のものとししない仕組の構築)

(検査結果)

- ✓ 核物質防護規定に「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」が明記され、社長の責任が明確化されるとともに、社長直轄のモニタリング担当部署を設置して核物質防護に関する意識や行動の定期的なモニタリングを行う体制が整備された。

確認の視点(1項目;東京電力の行動観察や観察時の気付き事項の共有方法)について検査気付き事項が残った。

※具体的な検査結果は、P22を参照

主な検査の内容

- ・東京電力の行動観察チームによるモニタリングの実施状況について、現場立会などにより確認した。
- ・検査気付き事項がある場合は、都度東京電力に伝え、その改善状況を確認した。
- ・令和5年5月1日から運用が開始される核物質防護モニタリング室の業務について、実施体制や報告の仕組み等をマニュアル等により確認した。

【防護活動における原子力事業者としての基本姿勢】	
	東京電力による行動観察
社長は、以下に定める基本姿勢に基づき、継続的に核セキュリティを向上させていく。	
1. トップとしての責任	社長は、トップとしてリーダーシップを発揮し、当社や協力企業の従業員が核物質防護に対する意識や行動についてモニタリングを実施し、強化施策を把握した場合は迅速かつ適切に対応し、継続的な核セキュリティの向上を図る。
2. 必要な経営資源の投入	核セキュリティにおける脅威やパフォーマンスの状況に応じて、防護活動を適切に行うために必要な経営資源(人、物、資金等)を投入し、継続的な核セキュリティの向上を図る。
3. リスクの低減	「核セキュリティに絶対はない」ことを当社及び協力企業の従業員と共有する。また、核セキュリティへの脅威に係わる国内外の情報を収集し、脅威に対応する知見や技術を自ら学び、発電所現場の状況に応じて脅威への対応を自ら考えることで、継続的にリスクの低減に努める。
4. 現地現物による情報共有	現地現物の観点で、発電所現場の課題を抽出し、本社・発電所及び協力企業の核セキュリティ関係者で共有し改善を図ることにより、継続的な核セキュリティの向上を図る。
5. 自主的な改善	核セキュリティのパフォーマンスの確実な維持を図る。あわせて、CAP(Corrective Action Program: 是正処置プログラム)※を活用しながら、日常的に核セキュリティに関する課題の共有や対策の検討に関する実質的な議論を行い、兆候を受けて不適合を未然に防止するとともに、発生した不適合に対し是正処置を講ずる。これらにより、規制基準の遵守にとどまらず、自主的かつ継続的に核セキュリティの向上を図る。
※: 不適合及び不適合に至らない事象、社内外の運転経験等の情報を収集し、重要度に応じた整理、分析・評価をすることで、是正処置及び未然防止処置を行い、発電所の安全、核セキュリティ及び業務品質の向上を進めていく活動	

柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定
「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」

確認方針3 主に改善措置を一過性のものとししない仕組みの構築

核物質防護規定に
「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」を明記した。

*「原子力事業者としての基本姿勢7項目」が2017年の適格性審査後に保安規定に明記されたが、核物質防護規定には明記されなかった
炉規法が保安規定と核物質防護規定を運転開始条件としている認識が、規制委員会と東電双方になかったと思われる。結果として、東電の原子力事業者としての適格性の指標はセーフティ(技術的安全)の規定である保安規定にのみ記載され、セキュリティ(核物質防護)の規定である核物質防護規定には、適格性の指標(基本的姿勢)が記載されなかった。

防護活動における原子力事業者としての基本姿勢

1. 社長のトップとしての責任
2. 必要な経営資源の投入
3. リスクの低減
4. 現地現物による情報共有
5. 自主的な改善

② 規制委員会の「緑評価」の問題

規制委員会はなぜ「緑」と評価したのか？

- ・安全への影響が低い
- ・前回のIDカード不正とはかなりレベルが違う
- ・東電が自主的に改善できる
- ・出入り管理装置の不備と合わせてガイドに沿って判定した

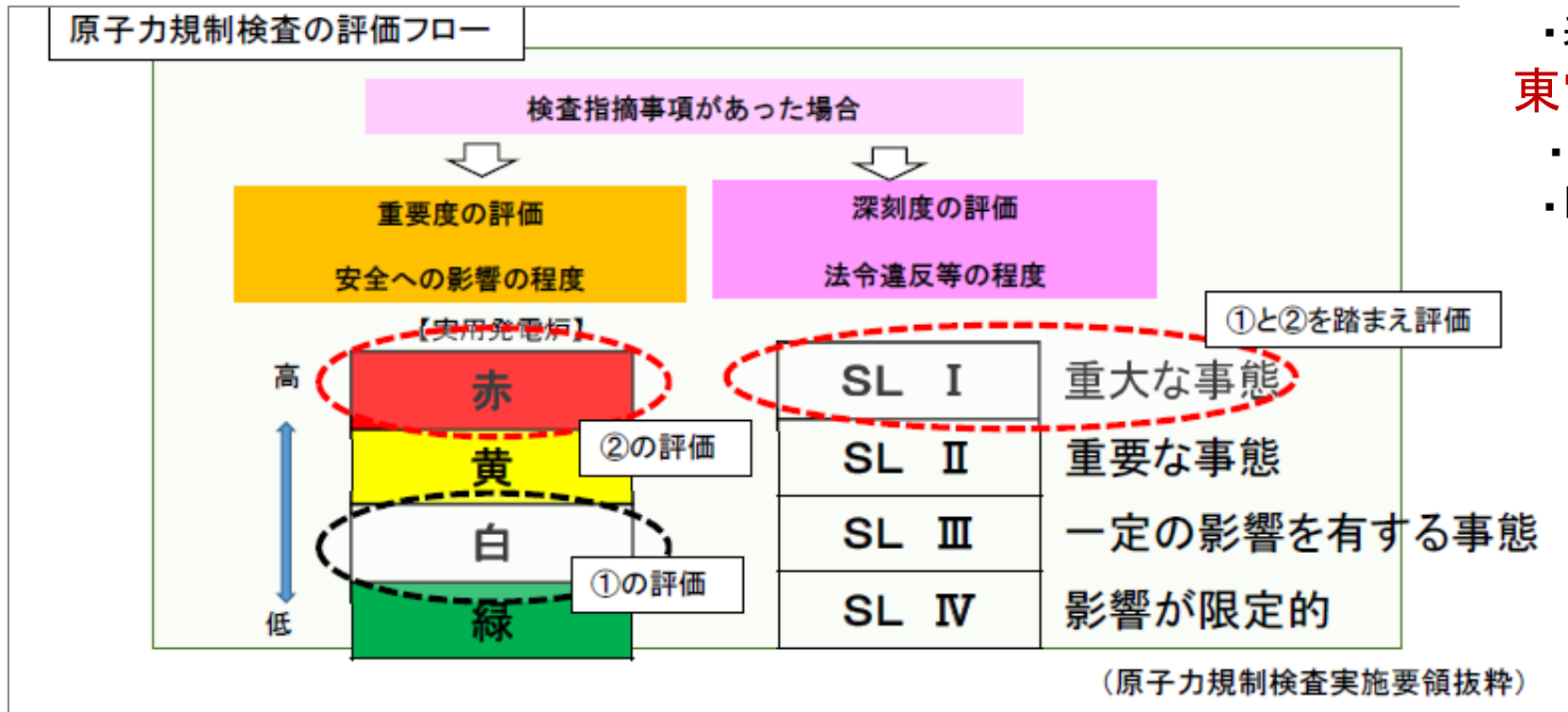
問題

評価の視点

- ・「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」による評価の欠如
- ・コンプライアンスの軽視
- ・リスクの視点が弱い
- ・表層的

東電の実態の把握

- ・繰り返し発生する核物質防護違反
- ・「基本姿勢」の軽視、忘却、欠如



柏崎刈羽原発の核物質防護問題

- ・ 柏崎刈羽原発の安全は セーフティ(事故防止)とセキュリティ(テロ防止) の両輪でなりたっている
 - ・・・セキュリティ(テロ防止)の現状は
 - ①**セキュリティ(テロ防止)の意識**は 経営トップ層も含めた社員、協力企業双方で低落した状態が続いている
 - ②**セキュリティ(テロ防止)への資金投与**が十分なのか疑問がある。
 - ③6号機は**特重施設(特定重大事故等対処施設)がない状況での運転**が 2031年4月15日まで継続される
 - ・・・ 柏崎刈羽原発はセキュリティ(テロ防止)が極めて弱体化して、**レッドカードの状況**である
 - ・・・にもかかわらず、東電も、規制委員会も、新潟県行政も テロは起きないと信じているかのようである
 - ・・・ 実際にテロが起きないと変わらないのか・・・それは なんとしても避けなければならない
- ・ 規制委員会はセキュリティ(テロ防止)の規制を見直さなければならない
 - ・ 日常検査のありかた・・・出入り監視装置の機能喪失状態を把握できなかった
 - ・ 4268人/時間 をかけた追加検査は何のためだったのか
 - ・ コンプライアンスを欠いたセキュリティ(テロ防止)はありえない
 - ・ 新たなテロ想定(CBRNEテロ、ドローン等)への備えがあるのか(いまだ、2001年の同時多発テロの想定にとどまっている)

<参考>2020年9月～2026年8月までの 柏崎刈羽原発の核物質防護規制検査の指摘事項一覧

* 指摘事項： 日常的に実施している検査において、事業者に劣化状況を指摘すべき事項
重要度評価(緑、白、黄色、赤)と深刻度評価(SLⅣ～SLⅠ)を判断する

2020/9/20	運転員が同僚のID カードを無断借用、カードの識別情報を書き換えて、中央制御室に入室	・追加検査 2021/4 ～ 2023/12/27 ・核燃料移動禁止措置
2021/1/27	進入検知システムの一部機能喪失を長期にわたって適切な対応を怠っていたことが判明	
2024/6/27	協力企業が「破壊行為に使用し得る物品(プロパガスボンベ1本と酸素ガスボンベ1本)」を必要な手続きをせず、また点検が不十分なまま防護区域内に持ち込んだ	・緑
2025/6/12	・東電本社が規制庁に報告 核物質防護の任に当たる社員による秘密文書の取り扱い違反(無断持ち出し、コピー、不適切な保管、社外持ち出し等)を2020年当時より継続していた	2025/6/20 2026/1/9 チーム検査 2026/2/4 評価会合 2026/2/24 2026/3/4 規制委員会 ・白 追加検査 2026/4/6～ 2026/7/9 中間報告書 * 本社、福島第一、第二原発でも 類似事象を確認、追加検査継続

2025/6/16	核物質防護秘密文書(秘密情報)が必要な手続きを踏ま ずにコピーされ、委託事業者に管理されていた * 秘密情報: 緊急時対応計画を定めた文書の添付資料部分 * 委託事業者は業務に必要な書類として2017年8月に東電に 求め、東電は同月に「抜粋版」を渡した。委託事業者は抜粋版 を施錠管理していた	・評価: 2025/11/20 緑
2026/2/18	IDカードを持たずに出入りゲートに入った運転員が先に出 た同僚のカードを使ってゲートを出た。本来は、いったん使 用されたカードでは出られない仕組みになっていたが、出 入りゲートシステムは故障のため機能を喪失していた。調 査の結果、出入りシステムは経年劣化のため2016年頃 から故障を繰り返し、多い日には数100回も故障を知らせ る警報が鳴っていたが、東電は適切な対応を取らなかった。 * 稲垣所長は出入りシステムの不調の報告を受けていなかった。 * 故障に対する社内ルールも遵守されなくなっていた。	・規制庁確認日: 2026/3/4 ・チーム検査: 2026/3/10 -3/13, 3/16-3/17, 4/6-4/7 ・評価: 2026/8/20 緑

*CBRNE(シーバーン)テロ

C(Chemical: 化学) B(Biological: 生物) R(Radiological: 放射性) N(Nuclear: 核)

E(Explosive: 爆発性) 物質を使用したテロの総称